

和歌山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会  
議事録

日 時 平成28年1月27日(水) 13時30分～  
場 所 和歌山市あいあいセンター 3階第3会議室

出席者：委員 8名

担当課等 こども未来部長 子育て支援課  
保育こども園課 こども総合支援センター

1 開会

2 会長あいさつ

会長： 豊富なお経験を委員の皆様の前で大変僭越ではございますが、この分科会の進行係を務めさせていただきます。先生のお立場からご意見よろしくお願ひします。

3 こども未来部長あいさつ

部長： みなさまこんにちは。本日は、お忙しい中、児童福祉専門文科会にご出席いただきありがとうございます。また、平素は児童福祉に多大なご尽力いただきますこと、この場をお借りしてお礼申し上げます。

皆様もご存知のとおり、全国的に少子高齢化が進んでいます。人口減少にまつたなしの喫緊の問題です。国と地方と総力を挙げて取り組まなければいけません。和歌山市でも、この人口減少に歯止めをかけるためにも、また活力ある和歌山市を維持するためにも、いろんな施策を盛り込みまして、「和歌山市まちひとしごと創生総合戦略」を策定しました。その中で、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援やワーク・ライフ・バランスなどの実現に取り組み、「全国一子育てしやすいまち」という大きな目標を明示しております。平行しまして、今年度から和歌山市の子育て支援事業計画に基づき、様々な事業を実施しております。分科会でも、ご承認いただきました「和歌山市の認定こども園整備計画」の遂行に向けても現在取り組んでいます。今、いろんな子育て支援や良質な幼児教育・保育の推進に向けて一同でがんばっているところです。

本日は、児童福祉施設であります母子生活支援施設の認可と条例改正について、ご審議いただきたいと思ひます。どうか子どもたちのために活発なご意見、ご提言をよろしくお願ひいたします。

#### 4 委員紹介

#### 5 議題

##### (1) 母子生活支援施設「和歌山すみれホーム」の設置認可について

会 長： それでは、手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。議題は2点です。最初に母子生活支援施設の設置認可について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料1と法令の参考資料をご覧いただきながら説明させていただきます。資料1の一枚目ですが、前回、前々回に皆様方にご報告しました、新しい母子生活支援施設、和歌山市立の施設と和歌山県立の施設を統合して新しくするものです。建物はほぼできあがってきまして、いよいよ、それぞれの入居者が3月には引越しをするという状況になっています。現在、建物の場所は、資料1の次のページにあります地図ですが、南海加太線中松江駅下車、徒歩5分程度の住金の河西緑地公園の近くに 있습니다。その次のページに建物の写真があります。4階建てです。この建物は、県立の施設としてオープンします。その後、県が建物は法人に無償で譲渡して、土地は無償で貸与して、4月1日から法人立の施設として運営を開始します。その法人立の施設の設置の認可は、通常は県が行いますが、和歌山市は中核市のため、児童福祉法第59条の4の大都市特例により保育所などの支援施設の認可は中核市が行うこととなっています。その関係で、本日もみなさまにご審議いただきたいと思っています。

資料1の1ページ目に戻っていただきますと、申請者は、公益社団法人和歌山県母子寡婦福祉連合会 会長 矢野佳世子さんです。この母子寡婦福祉連合会は、現在も市の施設、県の施設双方の指定管理を委託している法人です。そこに、県が建物を無償で譲渡し、土地を無償で貸与して、この法人に運営を任せることにしています。施設の定員は40世帯です。施設の職員は、常勤職員が施設長1名、母子支援員5名、少年指導員4名、保育士1名、個別対応職員1名、用務員兼調理員1名。嘱託職員、契約職員となっています。施設の運営方法は、母子生活支援施設ということで、母子の生活を支援することが、まず第一となっています。経済困難やDVなどによる緊急で逃げ込んでくる場合もありますので、家財道具の貸出等も行っています。日常生活の支援や相談支援を行い、退所に向けた自立支援も行います。そして就労支援、子育て支援、これはお母さんが働きに行っている間にこどもの学習のお手伝いをしたり、施設の保育ルームで子どもの面倒をみます。

事業の開設は4月1日からです。法令等の規定にありますが、児童福祉法第35条によると、児童福祉施設の設置をする者は都道府県知事の許可がある、(2)で和歌山市がするということになります。

認可申請については、資料1の2法令等の規定の2(6)にありますように、和歌山市児童福祉法に関する規則第5条に児童福祉施設の設置の認可の申請がございます。児童福祉施設の申請は別記様式でなければならないとあります。この様式に従って、昨年末にこの法人から認可申請をうけております。中身については職員が法令に基づいた審査を行っています。それから、参考資料の最後に添付しています、和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例がございます、設備の基準は国の定める施設基準に基づいて行うということと第3条以下で人権擁護推進員や災害対策推進員、安全管理対策推進員、食育推進員を置かなければならないと市独自のことにしても申請法人から人員を定めて提出いただいています。

それから、資料に建物の平面図をご覧ください。2階から4階までは同じ形をしておりますので同じ平面図です。1階の平面図では、左側の部屋に「201、301、401(多人数)」とあります。それから、その真ん中のホールの左に「207、307(3階多人数)」となっております。多人数の部屋は他の部屋より少し大きくなっています。すべての部屋に、システムキッチンとトイレ、お風呂が備わっています。1階につきましては、右側には医務室や静養室、調理室、保育室、学習・集会室なども備わっております、4階建てになっておりますので屋上は津波避難を地域の人にしていただけるようになっております。

以上で説明をさせていただきました。何かご質問等ございましたらよろしくお願ひします。

会 長： ありがとうございます。それでは委員の皆さんからご質問を伺いたいと思います。

会 長： それでは、皆さんが資料を確認していただいている間、何点か確認させていただいてよろしいでしょうか。県が、建物を法人に譲渡されるということで、40世帯ということですが、現在すでに入所されている世帯はそのまま入所されるということでよろしいでしょうか。そして、現在何世帯入所されているでしょうか。

事務局： 市立と県立と合わせて20世帯の方が入っています。市立につきましては、一部の世帯が3月末をもって施設から自立されて住まいを構えられます。それ以外の世帯については、3月引越しをする予定です。引越しは3月26日に市立も県立も新しい施設に引っ越し予定です。

会 長： 40世帯のうち20世帯が移行されるということですね。一時的に入られる

方と一定の期間で入られることだということですが、平均の入居期間はどれくらいですか。

事務局： 3年から4年が平均です。

会 長： 職員は、法人の職員ですか。

事務局： はい、法人の職員です。

会 長： 入居の決定ですが、これまでおそらく市・県の施設でしたから、受け入れに関する審査や決定は、市や県でされていたと思いますが、今度はどんな手続きでしょうか。

事務局： 母子生活支援施設への入所の決定というのは、福祉事務所が行うことになっています。和歌山県内では、各市と和歌山県が福祉事務所を持っておりますので、その管轄で入所決定を行っています。今後もそれは変わらないですが、市で認可をするので、その施設の運営などの監査は市が行うこととなります。市にその運営内容等を報告していただいて、定期監査をしていくこととなります。

会 長： ありがとうございます。委員の方、他に何かありませんか。

委 員： 入居についてですが、子どもの年齢などの条件ありますか。

事務局： 児童福祉施設の関係で、子どもは18歳までです。ただ、18歳までといっても高校生の男子になると母子の施設であるため、なかなか入りづらいというのはありますが、入っていただくことは可能です。

会 長： よろしいでしょうか。では、一点、建物は専門ではないのでよく分からないのですが、平面図の一階の左に「障害者」とありますが、入居者に障害があったらということですか。

事務局： はい。障害があればということで、現在の入居者にそういう方がいらっしゃるということではありません。

会 長： 将来、入居者で障害のある場合に、ということですね。他にいかがでしょう

か。

委員： 調理室は下にあるんですけど、各部屋で食事されるんですか。

事務局： はい。基本は、各世帯で食材も自身で購入していただいて、ご自身たちで料理を作って食べていただくのが基本です。

委員： この調理室は、共同で使うものですか。

事務局： この調理室は、例えば実際に保育室で、子どもさんにお母さんが働きにしている間に、ごはんを出す場合に使用する用です。

委員： ありがとうございます。

会長： 他にないですか。では、和歌山市母子生活支援施設の設置について、ご承認いただくということでいいでしょうか。

《承認》

会長： ありがとうございます。では、議題2の和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料2をお願いします。国の動きですが、全国的な待機児童対策として、園舎の改築等の施設整備の補助金の交付拡大など、受け皿の拡大を大幅に進めています。その中で、保育士の有効求人倍率は年々高くなり、全国で1.93倍、東京都で5.39倍、和歌山県では約2倍となっています。全国的に保育士不足となり、保育士の確保が課題となっています。

このような状況から、厚生労働省において、省内の「保育士等確保対策検討会」の「保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ」を受けて保育の質を落とさずに、保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化することにより平成28年4月1日から保育所に無資格者の導入を拡大できる「省令改正案」が公表されました。省令の改正の内容についてですが、まず原則ですが、保育士の数は、0歳児3人につき保育士1人以上、1～2歳児は6人につき保育士1人以上、3歳児は20人につき保育士1人以上、4歳児から5歳は30人につき保育士1人以上配置することとなっています。ただし、保育士1人につき2人を下回ることはできないとなっています。これは、保育士資格をもつ職員のみで、最長11時間配置のローテーションを組むため、配置基準以上に保育士を雇い入れる必要があります。

そして、但し書きに最低2人の保育士を配置する必要があるとなっています。今回省令の規則に、待機児童の解消が一段落するまでの間、特例を設けることにより、保育士配置の基準を緩和するというものです。特例の内容として、朝夕の保育士配置の要件弾力化、幼稚園教諭及び小学校教諭などの活用、研修代替要員等の過配人員の保育士資格要件の弾力化となっています。これらの保育士資格を持たないものを配置することにより保育士の配置基準を超えた保育士の雇い入れの負担を軽減できる、また保育士の職員の配置が1名だけでよい時間帯ができるということになります。この条例改正について、保育こども園課内でも保育の質の低下にならなにか、資格を持つ保育士の負担が大きくならなにかなどの意見がでました。

しかし、和歌山市において、保育士が不足していることから、1人でも多くの児童が保育を受けることができるよう条例の改正を行うこととしました。そして、まだ国の省令が未定稿ですし、市の法制担当課からも意見をもらっていない状況ですので、本日の資料に条例案を添付していません。

参考資料の一番後ろのページに現行の和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を添付しています。国も資料2の2ページ目の未定稿の制定案があります。これも附則となっていますので、和歌山市の条例も附則に資料の2ページの国の案を追加することを考えています。以上です。

会 長： ありがとうございます。それでは委員の皆様からご質問を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

委 員： 今回の改正において、対応方針が出ていると思うんですが、幼稚園教諭については、3歳から5歳児、あるいは小学校教諭については、主に5歳児、養護学校等、看護師等については、同等で年齢要件を設けないなど、その人の持っている資格によって保育できる範囲が違うとお聞きしています。なぜ、そのようにしているかという、やはり資格が保育士の資格ではないからですね。その中で、質の保全と言うことを我々は言うのですが、「質と量」の質ですね。質が担保できるのかということが問題になってきます。私たちが、「質の確保のための措置はどうするのですか」と国に聞くと、「特に小学校教諭が保育を行う場合には、保育士養成課程における保育課家庭論、保育の表現技術6単位を修得、履行することが望ましい。少なくとも子育て支援員研修を受けるなど保育を行う上で必要な研修等の受講を求めることとする」とのことです。これに基づいて運用されるとは思いますが、今話した内容は条例には記載されないと思いますので、この議題について審議する際には、今話したことを委員の皆様聞いておいてもらう必要はあるのではないかと、というのがまず一点ですが。その辺

はどう思われているのでしょうか。

事務局： はい、当然保育の質の低下はあってはならないことと考えていますので、子育て支援員研修を修了した者として、県の方で研修がありますので、その研修を受講した者を配置するといったことを考えています。

委員： そう考えられているのであれば、きちんと委員の皆さんに伝えておくべきだと思います。

もうひとつですが、今回の法改正は「保育所等における保育は生涯にあたる人間形成の基礎を培う重要なものであり、その専門的知識と技術を持つ保育士が行うものであることから、この措置は、あくまでも待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的な対応とする」と言われています。これは、無限ではなくて有限であるということで、このこともここで説明をしてもらわないといけないと思います。国の法律が変わったら、条例も改正されると委員の皆さんは思われなと思います。委員さんたちには、「保育士が足りない。足りないのでこの改正を行う。」と知っていただかなければと思います。国は、保育士以外の者が保育する場合には、緊急的かつ時限的な対応とする、とまで言っているのですから、その説明もしていただきたいです。その説明をしないと、皆さんに知っていただけないままで終わってしまいます。そうすると、「あの時そんな説明なかったよ」となってしまいます。「保育士が足りないので、学校の先生でもできるように条例変えたよとお聞きしたよ。しかし、その期限や時限とかはそこまで、丁寧に言ってもらってなかったよ。」となってしまい、そこは大事なところで、やはり資格の問題なので、この話は重要。

ところがご承知のとおり、和歌山県は大学がない、和歌山大学では幼児コースがあって30人くらいいらっしゃる、これが唯一の4年制の大学です。他に大学がないのです。信愛の短大はありますが、保育士や幼稚園の2種を取得する課程はあるかもしれませんが、1種の4年制はないわけで、和歌山大学がなくなってしまうたら、和歌山県で園長といった管理職がいなくなることになり、今後20年後にはいなくなってしまう。このようなケースは、全国で和歌山県しかないです。大学が無いだけに、みなさんにはもっと力を入れて考えてもらい、国からの改正だけではなく、今の和歌山の状況を話してほしい。そうすることで、和歌山大学で、今度そのコースをなくすような話になった場合も、そのコースをなくさないようにしてほしいと、皆さんも思われると思います。特区申請もしてほしいです。大阪みたいに大学がたくさんあるところでも、特区申請して、保育士試験も年に2回もしようとしているのに。それをしないと、子どもを生み育てやすい環境にならないと思います。

保育士がいなくて、いくら施設整備しても、保育所はできてはいても保育士がいなくて、子どもが保育所に入れないというところはいっぱいあります。そういう状況の中で、誰でも保育士の代わりをしていたら和歌山の保育士の質の低下が起こります。怖いのは、今回の改正された条例に基づいて、どんどん自分なりの考えになってしまい、「資格が無いからしかたない」となってしまいます。

専門的な知識をお持ちの委員さんには、この状況をを含んだ上で、今回は、本来は保育士というきちんとした形で保育するべきだが、保育士が足りないので、解消次第、この特例は廃止するといった説明はしてほしいと思います。

事務局： はい。当然委員が仰るとおり、質の低下は避けなければならないと考えています。そのためには指導監査などと連携をして、今後各保育所をみていきたいと思っています。また、委員にもご協力をいただいて民間保育所にも話をしていきたいと思っています。そして、あくまでもこの条例は待機児童が解消するまでの間ということで、これはずっとこのままいくというわけではありません。それを説明しなかったのは申し訳ありませんでした。資料2に「待機児童が解消し、受け皿拡大が一段落するまでの間、特例を設けるものとする。」としております。国も附則を除けば、当然和歌山市も附則から除いて、原則配置規定で運用していくと考えています。

委員： 何を言いたいかと言うと、今はそれをきちんと議論されたことを議事録に残しておいてほしいのです。和歌山の今の状況を十分分かった上で、断定的に時限的に改正を行うのだというのがポイントなんだと思います。今回の条例改正については、「子ども・子育て会議」の中でも議論されており、相当の反対論があったのは事実です。だからといって私も反対というわけではないんです。私は反対ではないですが、和歌山市の状況を委員のみなさんに分かっていただいて、今後もお互い協力しながら大学がなくてもいろいろ考えていって、がんばって進んでいかないとはいけません。大阪みたいに大学がたくさんあるところが特区申請しているのに、和歌山みたいに、大学もなく、保育士がいなくて何が何もしないでいるのです。東京などは、もっと地方自治体でお金を出してやっています。保育士不足は、地方自治体の財力に正比例すると言われてます。保育士を集めていかないと待機児童の解消につながりません。和歌山の人は、必要以上に東京に行かないように、和歌山にせめて帰ってきてもらって、保育のできる保育士を育てていきたいと思っています。我々は、今こんな議論できているが、横浜や東京の大都市ではこんな議論がなく、とにかく開けられないのです。施設はできているのに保育士がいなくて、その上、待機児童がものすごくあって。市町村は難儀しています。質が落ちるのも当たり前で、これま

では試験して保育士を雇用していたのが、今はとにかく登録してもらったら雇用しています。和歌山県でも潜在保育士が5000人います。今までの中で5000人の人が資格を持っていながら勤めていない。我々も、処遇改善したり給与を上げたり、努力してやっているんだけど、やっぱり行政も常に考えてやっていかないと、施策の反映につながらないと思います。行政としての立場で考えてほしい。お金だけの問題ではないと思います。特区申請した大阪市は偉いと思う。和歌山市も保育士がいなければ、2回試験したらいいと思う。2回あったら1回目に落ちた人でも、もう1回受けて、保育士になる人も多くなります。お金の問題ではなく、やっぱり智恵とかを結集して保育士不足の対処をしないといけないです。我々の現場では求人した分の半分しか保育所に入っていないのです。その状況で、いろんなことでお金を付けますよと言っても、保育士がいなかったら政策自体が進んでいきません。これからの保育行政は、一億総活躍というのは保育士不足対策ばかりです。でも地方自治体が動いていけないといけないです。地方自治体が全然お金を出さないわけにはいかないのです。それをどんどん出していってもらってこそ、できていくと思うのですが。和歌山はのんびりしていると思います。きちんと政策的に進めていかないと、他の市町村に負けると思います。市町村で財政的に裕福でそんな政策をやっていっているところが残って行って、お金のないところがどんどん取り残されるような状況です。多分、市長からすると「国の予算を取ってこい」と言うかもしれないけれど、国の予算が目前にあっても、和歌山だったら取れないと思います。和歌山市で国の予算を活かそうとするなら自分のところは4分の1なり、3分の1なりのお金を出さないといけないです。特段、和歌山だけ多くつけて欲しいというのではなくて、せめて国の政策の中で並べられたときに、例えば保育士さんの施策のメニューは、たくさん出てるじゃないですか。その内、和歌山市がどれだけ取るかわかりませんが。条例変えても保育士がいないうままで、学校の先生が保育士になっただけになるじゃないですか。あくまで時限的なものだということを頭に入れてもらって、やってほしい。皆さんもよくわかっていると思うけど。

委員 今の委員のお話で私たちもよく理解したつもりですが、もうひとつ、「当分の間」というのが国の改正でありますよね、附則のところに、二つありますが。和歌山市の条例の中にもこの文言は入るのでしょうか。ある程度の期限を設けて作られるのか、あるいはそのまま使われるのか、その辺伺いたいです。

事務局 条例の附則ですが、その「当分の間」というのは、国がこの附則をなくした時に、和歌山市もなくすという格好です。

委員 そのほうがありがたいと思います。

委員 特区申請とは？何回か特区と言われていたが。

委員 全国で5つあります。特区と言うのは、保育士に関しては年に1回しか保育士試験ができないが、特区といわれる区だけ、保育士試験を2回できるようになっています。保育士試験について、全国で5つの地域だけが保育士不足のために、保育士試験を年2回できる、ということです。和歌山県では1回だが、大阪は2回できます。その代わり、そのとき出た条件が、3年間はその地域で就職して他都市に行けませんよ、と。3年を過ぎると全国どこに行っても保育士として認めてもらえますよ、ということです。このようにこのことだけではなくて、いろんな施策のメニューがあって、行政が一番良く分かっていると思います。どれをチョイスするか、どうゆう形で進めるのかということは必要であって。だから行政も相当勉強してもらわないといけないと思います。和歌山県や和歌山市に合う施策を進めていかないといけない。ただ、今のところ試験は県なので、市は和歌山県にそれぐらいのことを言ってもいいと思う。県としたら和歌山市が沈没してしまったら、県自体がダメになってしまうから。特区申請しても、全然お金はいらなくて、規制を緩和するだけだから。今の保育士試験については、全国区で保育士試験は年に2回になります。和歌山市もですよ？

事務局 はい。和歌山市も2回試験します。

委員 保育士試験については、全国区になった、来年から全国区になります。特区以外のところでも年に2回の試験になります。それはよかったと思ってます。それでも和歌山県や和歌山市が特区になってないのが残念だと思う。こんなに保育士がいない状況なのに、と思います。

会長 ありがとうございます。他いかがでしょうか。

委員 今回代替え要員としての看護師や教諭などを入れられるとのことですが、条件的な設定は、盛りこまれるのでしょうか。いわゆる「臨時」とか期間的な要素ですね。

それから、いわゆる看護師、准看護師はなんとなく知覚的な縦列がありますよね。保育士というとその下というような感じなのでその人たちが指導することになると、ひとつの施設のなかでうまくやっていけるのか。やっていき方などは、

ある程度ご検討されましたか。

事務局 はい、すでに看護師を雇っている民間の保育所は多くあります。現在、保育はしていませんが、病気の対応などして養護教員のようなことをしている。今度からは保育にも入るということで、現在も保育士と看護師がいるので、違和感はないと思います。

委員 今回は保育士の仕事内容が足りないからということですよ。今は、分業の部分ですよ。現状と一緒にするとおかしくなると思うのですが。それから、雇用の期間、臨時的な意味合いがあるのか、給与の関係はいかがでしょうか。

事務局 雇用につきましては。民間なら民間の保育所の給与体系になるかと思いますが、臨時などには、おそろくならないと思います。

委員 今は、保育所では乳児が9人以上になったら、看護師を一人設置しなければならないことになっています。今も看護師が看護だけするかというと乳児の保育もしています。我々からすると、特に乳児保育については、保育士と看護師は同じですね。看護師がまだ言葉を話さない赤ちゃんの様子が気になる時、保育士では分からない部分でも看護師が判断できています。

会長 はい。他にいかがでしょうか。

条例についても、ここで承認することになっています。承認する上で我々が出席しておりますので、現在どのような問題があるのかということは承知していただくことは、大事なことだと思います。まず、緊急避難的な問題ということであるということ、やむをえない状況であるため、今回の内容を入れないといけなということと、そのことによって専門性をどう担保するのかということであって、業務もそれぞれの国家資格のまま行うということになります。委員は、当事者であります。これはご承知の上で必要なことでやむを得ないということではよろしいでしょうか。

委員 現場としては、そういうことなんです。足りないということで、保育士には来てほしい。現実には半分しかこない。こんな状況ですから、その場合は、やむを得ず看護師や教諭、先生などに来ていただくということをやむを得ないと思いますね。

会長 やむをえないということで反対ではないということですね？

委員 はい、そうです。

会長 先ほども大学の話もでしたが、地域に明確な需要があると、学生の進路につながっていくのであれば、大学としても検討していくことはあると思います。それはやはり大学にどのくらい認識があるかということと、地域の需要がどのように大学に伝わるかということが非常に重要なことだと思います。私もこのお話を聞かせていただいたので、地域に強い需要があるということをお伝えさせていただいて、大学にどのことを要望されるのか、行政も含めて要望を出していただけたらと思います。これまで保育士の課程の設置をするかどうかと議論の経過がありますし、幼稚園教諭の免許をどのようにするか、養成課程をつくるのかという議論となっているのですが、その課程を置くというと、大学としても専任の教員を雇い入れることとなりますので、どういう教員を雇っていくのかなど、いろんな課題になります。そんなときに、こんな理由があるので、保育士課程を新しくほしいとか、幼稚園課程を存続してほしいなど、期待されたり必要だということが伝わってくるのが一番だと思います。

委員 先生にもおもしろくないといけませんが、「先日、県で子ども未来課が和歌山大学の先生がお越しになっていて、実はもうやめようと思っている」と言われたんです。今、幼保連携型の認定こども園が進んでいます。こちらでも審議しましたが、和歌山市でも最終、公立保育所を全部なくして11園をこども園にするということになっています。一つ問題なのは、去年の4月から5年以内に保育士資格を持っていない人は、幼稚園の勉強、幼稚園の資格のない人は保育の勉強を8単位取らないといけません。でも、和歌山ではどこも受入先がないのです。

それから、園長問題もあります。4年間の大学で1種の免許をとれる大学がなくなると管理者、園長がいなくなります。今の保育所は、園長が資格がなくても未設置で開園できます。しかし、今後はこども園に変わったら、今のところは資格がなくても、園長として認めてもらえるかもしれませんが、その園長が変わる時は、4年制大学出て1種免許を持った人で保育士の資格のある人しか認められないと思います。少なくとも30人でも残していただくと、20年先には、和歌山には和歌山大学がありますから、幼児コースが取られた人が必ずいますよ、となりますが、和歌山の中で大学が無くなると、他府県の人に園長をお願いすることになります。そうすると、園長がわらべ歌や子守唄ひとつにしても、お母さんが地域で聞いたことのある歌が、他府県の園長だとそれが分からない。そのような地域に根ざした保育や教育ができないと思います。今は、園長の議論はされていません。今議論されているのは、幼稚園教諭と保育士と学校教諭などのことを

どうするかということですが、この5年以内には園長の問題が出てくると思います。4年制大学を出て、1種の資格幼児教育を持った人が必要になってきます。

会 長 ありがとうございます。他にこの問題についていかがでしょうか。

会 長 よろしいでしょうか。いろいろなご意見、ご質問がありましたが、議題2について、和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正についてご承認いただいてよろしいでしょうか。

《 承 認 》

会 長 ありがとうございます。事務局から他にございますか。

事務局 ありません。

会 長 ご協力ありがとうございました。それでは、終了いたします。

## 6 閉会